

京都市考古資料館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月17日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第142号

京都市考古資料館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市考古資料館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条」を「第5条」に改める。

第4条中「第5条第2項」を「第7条第2項」に、「市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者」に改める。

別記様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第5条第2項」を「第7条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(文化市民局文化部文化財保護課)